~60周年を全国へPR~ 越谷市制施行60周年記念ロゴマークとキャッチフレーズを募集します

本市は、昭和33年11月3日に市制を施行し、平成30年11月3日に市制施行60周年を迎えます。

市では、本年11月3日から来年11月3日までを市制施行60周年記念事業期間とし、この節目を市民の皆さんと祝うため、およそ1年をかけて、さまざまな事業を実施していく予定です。

このたび、越谷市制施行60周年を統一的かつ効果的に全国に向けてPRするため、下記のとおり、ロゴマークとキャッチフレーズの募集を実施します。

最優秀作品の作者各1名には5万円を贈呈します。最優秀作品は、市や、市 民の皆さんが実施する記念事業をPRするためのポスターやチラシ、ホームペ ージなどのほか、平成30年11月までの期間、市の刊行物などに統一的に掲 載し、60周年の気運を盛り上げていくために活用します。

記

1 募集作品

(1) ロゴマーク

越谷市制施行60周年を分かりやすくイメージできる、親しみやすいデザインのもの。色彩は自由です。

(2) キャッチフレーズ

越谷市制施行60周年を市民の皆さんと一緒になって盛り上げることができるようなもので、最大20文字程度。

2 応募資格

市内在住・在勤・在学または市内で活動する方 *未成年の方は、親権者の同意を得て応募してください

3 募集期間

平成29年6月1日(木)~6月30日(金)*消印有効

4 採用作品の選考及び決定

別途設置する選定委員により選考します。ロゴマークは、一次選考(3から5種類の図柄を選考)をし、最終選考は市民の皆さんのアンケート投票により決定します。(応募数に応じて変更となる可能性があります。)なお、不採用通知は行いません。また選考内容及び選考結果に関する問い合わせは受け付けません。

5 記念品

- (1) 越谷市制施行60周年記念ロゴマーク
 - ア 最優秀作品(1作品) …賞状及び賞金5万円
 - イ 優秀作品(4作品程度) …賞状及び記念品
- (2) 越谷市制施行60周年記念キャッチフレーズ ア 最優秀作品(1作品) …賞状及び賞金5万円

6 応募方法

募集要項を確認のうえ、応募用紙に必要事項を記入し作品とともに直接または郵送、電子メールで広報広聴課へ。「募集要項」「応募用紙」は、広報広聴課窓口でお配りするほか、市ホームページに掲載します。

- 7 参考(50周年記念時のロゴマークとキャッチフレーズ)
 - (1) ロゴマーク (応募総数175作品)



(2) キャッチフレーズ (応募総数105作品) 「歩みつづけて半世紀 さらに飛躍の新世紀」

問合せ 広報広聴課 電話048-963-9117

越谷市制施行60周年記念ロゴマークとキャッチフレーズ募集要項

平成29年5月25日 市長決裁

1 目的

越谷市は、平成30年11月3日に市制施行60周年を迎えます。これに伴い、越谷市制施行60周年を統一的かつ効果的に全国に向けてPRするためのロゴマークとキャッチフレーズを募集します。

2 募集作品

以下の作品を募集します。採用された作品は、市や、市民の皆さんが実施する記念事業をPRするためのポスターやチラシ、ホームページなどのほか、平成30年11月までの期間、市の刊行物などに統一的に掲載し、60周年の気運を盛り上げていくために活用します。

(1) 越谷市制施行60周年記念ロゴマーク

越谷市制施行60周年を分かりやすくイメージできる、親しみやすいデザインのものを募集します。色彩は自由です。1色刷りや色を反転させて使用する場合もあります。 鉛筆の使用は不可とします。縮小・拡大してもイメージが損なわれないものとします。

(2) 越谷市制施行60周年記念キャッチフレーズ

越谷市制施行60周年を市民の皆さんと一緒になって盛り上げることができるような ものを募集します。最大20文字程度とします。

3 応募資格

市内在住・在勤・在学または市内で活動する方 *未成年の方は、親権者の同意を得て応募してください。

4 応募規定

- (1) 未発表かつ自作のもので、他に類似しないものとします。
- (2) 応募作品は、1人各3点までとします。

5 募集期間

平成29年6月1日(木)~6月30日(金)*消印有効

6 応募方法

応募方法は次のとおりです。応募にかかる費用はすべて応募者の負担とし、記憶媒体等 の返却及び応募作品の返却はいたしません。

(1) 越谷市制施行60周年記念ロゴマーク

下記ア、イを「13 応募・問合せ先」へ直接または郵送、電子メールで提出してください。

ア 応募用紙(別紙様式1)

1作品につき1枚必要です。

イ 作品

A 4 判縦白色用紙に天地を表示し、 $10 \text{ cm} \times 10 \text{ cm}$ の枠内にデザイン 1 点を表したもの。

《郵送・直接広報広聴課の場合》

作品の裏面には、必ず住所・氏名をご記入ください。

《電子メールの場合》

件名は「越谷市制施行60周年記念ロゴマーク応募」とし、電子メール1通につき、応募作品は1点としてください。Adobe(R)Illustrator(R)CS6にて再編集可能なファイル形式及び状態での作成以外のデザインデータはPDF形式で提出してください。デザインデータ名はご自身の名前にし、メール総容量が10Mb未満になるようにお願いします。

容量が10Mb以上となる場合は直接または郵送でお願いします。

Adobe(R)Illustrator(R)CS6にて再編集可能なファイル形式及び状態でのデータは、送付時の容量にご注意ください。

(2) 越谷市制施行60周年記念キャッチフレーズ

キャッチフレーズ1点を応募用紙(別紙様式2)に記入し、「13 応募・問合せ先」へ直接または郵送、電子メールで提出してください。1作品につき1枚必要です。

《電子メールの場合》

件名は「越谷市制施行60周年記念キャッチフレーズ応募」とし、電子メール1通につき、応募作品は1点としてください。

7 採用作品の選考及び決定

別途設置する選定委員により選考します。ロゴマークは、一次選考(3から5種類の図柄を選考)をし、最終選考は市民の皆さんのアンケート投票により決定します。(応募数に応じて変更となる可能性があります。)なお、不採用通知は行いません。また、選考内容及び選考結果に関する問い合わせは受け付けません。

8 記念品

(1) 越谷市制施行60周年記念ロゴマーク

ア 最優秀作品 …賞状及び賞金5万円

イ 優秀作品 …賞状及び賞品

(2) 越谷市制施行60周年記念キャッチフレーズ

ア 最優秀作品 …賞状及び賞金5万円

9 注意事項

(1) 作品内容について

次のいずれかに該当する、または該当するおそれがあると判断した作品は、応募者に

通知することなく審査対象から外します。

- ア 公序良俗に反する等不適切な内容が含まれるもの。
- イ 第三者を誹謗中傷するもの、または第三者に不利益を与える可能性がある内容が含まれるもの。
- ウ 第三者の名誉、プライバシー、または信用を傷つける可能性があるもの。
- エ 政治活動、宗教活動に該当する内容が含まれるもの。
- オ 法令等に違反し、または犯罪行為に結びつくおそれがあるもの。
- カ 本募集の趣旨等に合わないと市が判断したもの。
- キ その他、不適切な内容が含まれていると市が判断したもの。
- (2) 応募作品内の著作権、肖像権、プライバシー、産業財産権等については以下のとおりとします。
 - ア 個人、標章等を特定できる作品は、著作権、肖像権、プライバシー、産業財産権等 について適切な対応をして応募してください。
 - イ 他人の著作権、肖像権、産業財産権を侵害するような行為が行われた場合、それに 関するトラブルの責任は市では一切負いません。
 - ウ 人物を図柄にする場合は、必ずその人物の了解をとってから応募してください。万 一それら著作権者、著作隣接権及び肖像権等、あらゆる権利を有する者のうちからひ とつでも異議の申し立てがあった場合は、応募者の責任と負担で解決してください。
- (3) 応募作品及び採用作品の取扱いについては以下のとおりとします。
 - ア 応募作品の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利) その他一切 の権利等は、すべて市に帰属するものとします。
 - ※「その他一切の権利等」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その 他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ 権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益をいいます。
 - イ 市 (市から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者を含む。)は、応募作品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により、使用や公表(公開、配布、放送等)をすることができることとします。
 - ウ 市(市から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者を含む。)は、応募作品を必要に応じてその一部を削除、編集、複製及び補作するなど表現 方法を変更し自由に使用、保存及び公表(公開、配布、放送等)をすることができる こととします。
 - エ 本要項の規定に反する作品は、選考の対象となりません。また、採用後違反が判明 した場合は、採用を取り消します。また、内容によっては、損害賠償請求等をするこ とがあります。
 - オ 最優秀作品に採用された場合、応募者は著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利)の権利不行使を約束するため、市と正副 2 通の確認書を作成し、各々が保管するものとします。
 - カ 応募の時点でこの募集要項の記載事項に同意したものとします。

(4) その他

応募者の個人情報については、本募集に関すること以外の目的には使用いたしません。 なお、最優秀作品、優秀作品の発表の際は、受賞者の住所(市町村名のみ)、氏名、年齢 を公表します。

10 遵守事項

応募者は市に対し、応募作品の採用及び掲載の可否等の取扱いについて、一切の異議を 申し立てることはできません。

11 免責事項

以下について、市は一切の責任を負いません。

- (1) 理由を問わず、応募者が被った損害。(本募集への参加は、応募者の自己責任での参加とさせていただきます。)
- (2) 応募作品に起因して生じた損害。

12 その他

市は、本要項の内容のほか、本募集の実施、内容、スケジュール等を予告なく改訂、追加または変更をすることができます。

13 応募・問合せ先

越谷市市長公室広報広聴課

住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1

電話:048-963-9117 (直通)

電子メール: 10015400@city. koshigaya. saitama. jp

様式1越谷市制施行60周年記念ロゴマーク応募用紙 かな氏名 氏名 生年月日 職業または 学校名·学年 Ŧ 住所 電話番号 メールアドレス 【作品】 この応募用紙とは別に、A4判縦白色用紙に天地を表示し、10cm×10cmの枠内に デザイン1点を表したものを添付してください。 【作品の説明】

【応募・問合せ先】

越谷市市長公室広報広聴課

所在地:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1

電 話:048-963-9117 (直通)

メール: 10015400@city.koshigaya.saitama.jp

様式2越谷市制施行60周年記念キャッチフレーズ応募用紙

<u> </u>		1		• • •						
かな氏名										
氏名										
生年月日										
職業または 学校名・学年										
住所	〒									
電話番号										
メールアドレ	ス									
【作品】(最大20文字程度)										
【作品の説明】								ı		

【応募・問合せ先】

越谷市市長公室広報広聴課

所在地:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1

電 話:048-963-9117 (直通)

メール: 10015400@city.koshigaya.saitama.jp